

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 (A)	実 質 収 支	人件費 (B)	人 件 費 率 (B/A)
20年度	人 44,649	千円 17,461,115	千円 154,527	千円 2,640,710	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

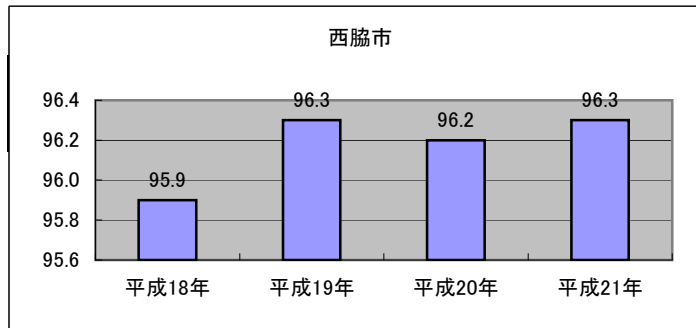
区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当 計 (B)	
20年度	人 276	千円 1,150,722	千円 183,599	千円 468,761 1,803,082	千円 6,533

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

	内 容	期 間
給与等抑制措置	管理職手当10%カット	平成17年12月～

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 平成21年の数値は、国から公表の許可があった後に公表します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
西脇市	45.1 歳	349,826 円	418,091 円	389,253 円
兵庫県	44.2 歳	346,200 円	442,126 円	396,869 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	44.4 歳	338,389 円	405,008 円	373,010 円

② 技能労務職

区分	公務員				対応する民間の類似職種	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給与月額
西脇市	50.3 歳	345,069 円	364,518 円	356,051 円	—	—
うち調理員	49.5 歳	333,714 円	348,921 円	344,786 円	本データ公表時において、国から数値が示されていません。	
兵庫県	49.1 歳	335,800 円	406,009 円	371,548 円	—	—
国	49.2 歳	285,548 円	—	322,737 円	—	—
類似団体	48.3 歳	278,167 円	309,453 円	293,717 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（臨時・パート職員等を含む。）を使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西脇市	46.6歳	362,129 円	378,954 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		西脇市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円(Ⅱ種)
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円(Ⅲ種)
技能労務職	高校卒	144,500 円	137,280 円	137,200 円
教育職	大学卒	191,600 円	194,708 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

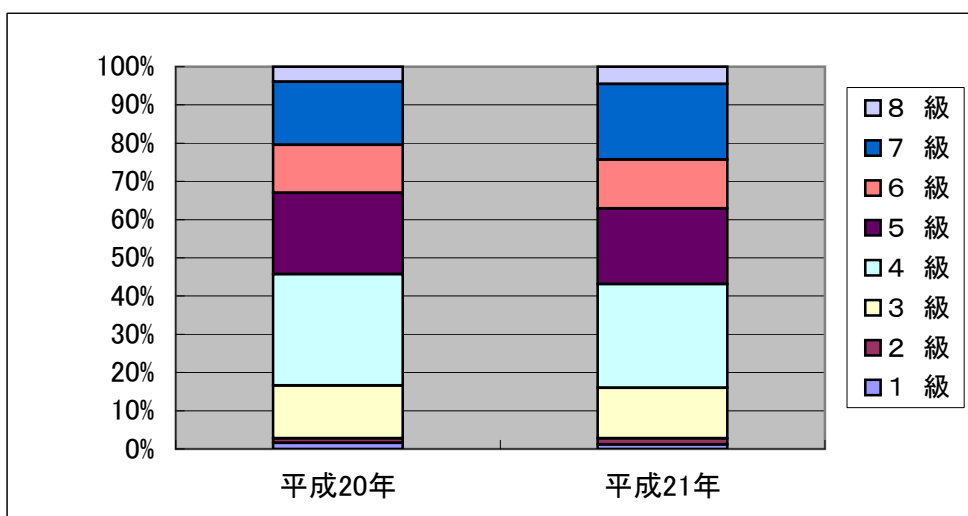
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,600 円	296,000 円	327,700 円
	高校卒	228,500 円	266,200 円	303,000 円
技能労務職	高校卒	220,300 円	266,200 円	303,000 円
教育職	大学卒	271,900 円	324,800 円	359,400 円

3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	理事 技監 部長	次長 課長 主幹	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他
職員数(人)	11	48	31	48	66	32	4	3
構成比(%)	4.5	19.8	12.8	19.8	27.2	13.2	1.6	1.2

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年10月から管理監督職を対象に人事考課制度の試行を行っており、平成22年度中には、本格実施に移行していく予定です。

現在、昇給区分に差を設けていませんが、本格実施へ移行後、昇給への勤務成績の反映について検討を進めていきます。

4 職員の手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	西 脇 市	国の制度との異同
期 末 手 当	支給実績（平成20年度決算） 469,066千円	同 じ
勤 勉 手 当	（平成21年度支給割合） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 計 4.50 月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
	1人当たり平均支給年額 1,700千円	

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成19年10月から管理職監督職を対象に人事考課制度の試行を行っており、平成22年度中には、本格実施に移行していく予定です。

本格実施へ移行後、勤務手当への成績率の反映を検討していきます。

区 分	西 脇 市	国
退 職 手 当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 — 定年前早期退職特 例措置(2~20%) 1人当たり 3,857千円 24,354千円 平均支給額	同 じ
地 域 手 当	支給実績（平成20年度決算） 支給率0%	無支給地
特殊勤務手当	支給実績（平成20年度決算） 支給職員の割合 1人当たり平均支給年額 主な手当の名称 現場手当（班長手当）	異 なる
時間外勤務手当	支給実績（平成20年度決算） 1人当たり平均支給年額	同 じ
扶 養 手 当	支給実績（平成20年度決算） 配偶者 その他の扶養親族 年度初め満16歳～年度未満22歳の子	同 じ
住 居 手 当	支給実績（平成20年度決算） 借家居住者 月額12,000円を超える家賃を支払って いる職員に支給 最高27,000円 自宅居住者 世帯主である職員に支給 新築・購入から5年未満 3,500円 新築・購入から5年以上 2,000円	同 じ 世帯主である職員に支給 新築・購入から5年未満 2,500円 新築・購入から5年以上 0円
通 勤 手 当	支給実績（平成20年度決算） 交通機関利用者 運賃の額相当額 最高支給額 55,000円 自動車等利用者 片道2km以上の者 2,000~24,500円	同 じ
管理職手当	支給実績（平成20年度決算） 部 長 71,460円 次 長 63,540円 課 長 53,910円 課長補佐 33,390円 主 査 24,210円	異 なる

(注) 1 支給実績（平成20年度決算）は、普通会計決算の額です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

5 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	市長	679,000 円 (970,000 円)			
	副市長	632,000 円 (790,000 円)			
報酬	議長	392,000 円 (490,000 円)			
	副議長	344,000 円 (430,000 円)			
	議員	312,000 円 (390,000 円)			
期末 手当	市長 副市長	21年度支給割合（月分）			
		6月期	12月期	計	
			2.10	2.30	4.40
	議長 副議長 議員	21年度支給割合（月分）			
6月期		12月期	計		
2.10		2.30	4.40		
退職 手当	市長 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×0.41	13,362,720 円 (19,089,600円)	任期毎	
		給料月額×在職月数×0.25	7,584,000 円 (9,480,800円)	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

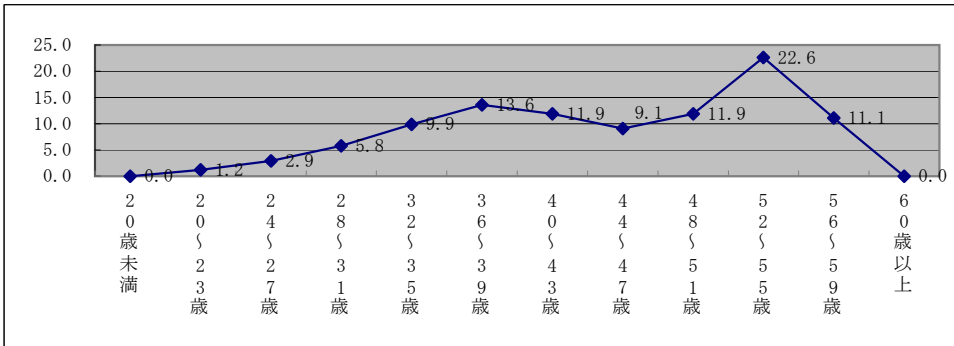
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成20年	平成21年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	74	71	△ 3	事務の統廃合・縮小
		税 務	18	17	△ 1	事務の統廃合・縮小
		民 生	28	25	△ 3	事務の統廃合・縮小
		衛 生	16	15	△ 1	事務の統廃合・縮小
		労 働	1	1	0	
		農林水産	17	17	0	
		商 工	8	8	0	
		土 木	25	22	△ 3	事務の統廃合・縮小
	小 計	191	180	△ 11		
	教 育 部 門	82	77	△ 5	事務の統廃合・縮小	
公 営 企 業 等	病 院	330	333	3	業務増	
	水 道	13	12	△ 1	事務の統廃合・縮小	
	下 水 道	12	11	△ 1	事務の統廃合・縮小	
	そ の 他	43	40	△ 3	欠員不補充	
	小 計	398	396	△ 2		
合 計		671	653	△ 18		

(2) 年齢別職員構成の状況（一般行政職、平成21年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数 (人)	0	3	7	14	24	33
構成比 (%)	0.0	1.2	2.9	5.8	9.9	13.6
区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数 (人)	29	22	29	55	27	0
構成比 (%)	11.9	9.1	11.9	22.6	11.1	0.0

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① H17.4.1～H23.4.1における定員管理の数値目標

職 員 数 (人)		純減数(人)	純減率(%)
H17.4.1	H23.4.1		
748	681	△ 67	△ 9.0

② 進捗状況

職 員 数 (人)	
H20.4.1	H21.4.1
671	653

(注) H17.4.1の数値は、合併前の旧市町の合計値です。

7 職員の任免（平成20年度）（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
新 規 採 用	14	32	46
退 職 者 数	19	33	52
定 年 退 職	7	4	11
普 通 退 職	5	16	21
希 望 退 職	7	13	20

8 採用試験（平成20年度実施分）（単位：人）

職 種	申 込 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数		
			男 性	女 性	
一 般 事 務	54	50	4	3	1
保 健 師	0	0	0	0	0
臨 床 検 査 技 師	6	6	1	0	1
薬 剤 師	5	5	2	1	1
理 学 療 法 士	3	3	1	1	0
看 護 師	18	17	17	2	15
助 産 師	0	0	0	0	0

9 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成20年度）

(1) 分限処分

処 分	件 数	備 考
免 職	0	
休 職	5	心身の故障のため、長期の休養を要する場合 5件
降 任	0	

(2) 懲戒処分

処 分	件 数	備 考
免 職	0	
停 職	0	
減 給	0	
戒 告	0	

10 職員の勤務時間その他の勤務条件（平成21年度）

(1) 勤務時間（標準的なもの）

勤 務 時 間	8時30分～17時15分
休 憩 時 間	12時00分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

(2) 休暇

区 分	内 容
年次休暇	職員が請求した場合（1暦年において20日）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合

※ 介護休暇及び組合休暇については、無給の休暇です。

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業

職員の健康維持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項目	内容
定期健康診断	胸部レントゲン検診、尿検査、聴力検査、心電図検査、血液検査、眼底検査、胃部検診、大腸がん検査、前立腺がん検査

(2) 職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福祉の増進を図るため、西脇市職員互助会を設置しています。事業内容、会員掛金率及び公費負担金率は次のとおりです。

① 事業内容

種類	内容
給付事業	弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝金、退会餞別金
その他事業	レクリエーション事業（バレーボール、ボウリング、グランドゴルフ、バスツアー）、互助会報の発行、人間ドック助成、保養施設利用助成、クラブ等助成
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

② 会員掛金率及び公費負担金率

区分	内容
会員掛金率	給料月額×2/1000
公費負担金率	会員掛金に相当する額（給料月額×2/1000）以内 対象事業：人間ドック助成、職員食堂の維持管理、互助会報の発行

(3) 共済制度

共済制度については、地方公務員法第43条に基づき、地方公務員等共済組合法で定められています。本市は、兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。

(4) 公務災害補償

公務災害補償については、地方公務員法第45条に基づき、地方公務員災害補償法で定められています。本市は、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。

(5) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制約されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な勤務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保障を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。（地方公務員法第46条、第49条の2）

平成20年度においては「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。